

新規需要米作付拡大支援事業

新市場開拓用米（輸出用米）、米粉用米、飼料用米などの新規需要米の生産拡大のため、低コスト・省力化に繋がるスマート農機等の導入を支援します。

- 事業実施主体** 農業経営体（個人、法人（農地所有適格法人以外の法人を含む））
- 対象品目** 水稻（新規需要米）
- 補助対象** 新規需要米生産のために必要な低コスト・省力化に資するスマート農機等
- 主な採択要件** 生産の目安を達成し、次のいずれかの要件を満たすこと
- ① 事業実施前の水稻作付面積が15ha未満の場合
15ha以上の水稻作付面積となるよう規模拡大（既存面積の1.5倍以上）に取り組むこと。ただし、必要拡大分は新規需要米の作付けとすること。
 - ② 事業実施前の水稻作付面積が15ha以上の場合
水稻作付面積の3割以上を新規需要米の作付けとなるよう取り組むとともに、労働時間の削減、新規需要米作付面積の拡大及び農業所得の増加に取り組むこと。
- 補助率** 補助対象経費の2分の1以内（標準事業費 8,000千円）
- その他** 事業実施計画承認申請前に、要望調査を実施します。
（農林振興センターへの要望提出期限：令和7年6月13日（金））
予算に対して要望額が超えた場合は、事業実施計画を県で確認の上、ポイントを計算し、予算を配分します。

問い合わせ先

ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください

- | | |
|----------------|--------------|
| ■ 埼玉県農林部生産振興課 | 048-830-4145 |
| ■ さいたま農林振興センター | 048-822-2492 |
| ■ 川越農林振興センター | 049-242-1808 |
| ■ 東松山農林振興センター | 0493-23-8532 |
| ■ 秩父農林振興センター | 0494-24-7211 |
| ■ 本庄農林振興センター | 0495-22-6156 |
| ■ 大里農林振興センター | 048-523-2812 |
| ■ 加須農林振興センター | 0480-61-3404 |
| ■ 春日部農林振興センター | 048-737-2134 |

※ 事業内容の詳細は裏面を御覧ください

○ 事業内容

事業実施主体	農業経営体（個人、法人ともに可）
対象品目	水稻（新規需要米）
補助対象経費	補助対象経費は、新規需要米の低コスト・省力生産に資するスマート農業機械等の導入に係るもので、以下の要件を全て満たすこと。 1 実施計画書で定めた成果目標の達成に必要であること。 2 新品であること。 3 利用期間は、法定耐用年数以上とすること。 ※ 購入先の選定にあたっては、事業実施主体において、複数の業者（原則2者以上）から見積書を提出させること等により、事業費の低減を図ること。
採択要件	以下の要件を全て満たすこと。 1 事業の実施により、実施計画書で定めた成果目標の確実な達成が見込まれること。 2 導入した機械の耐用年数が経過するまでの間、成果目標の1又は2の(1)について、維持されること。 3 主食用米の「生産の目安」を達成すること。 ※ 地域農業再生協議会が主食用米の「生産の目安」を提示していない市町村については、地域協議会等での作付面積が県協議会から提示された「生産の目安」の面積以下であった場合も個人が要件を満たしたものとする。
成果目標	事業実施前の水稻作付面積の規模に応じて、以下の目標を達成すること。なお、いずれの場合も主食用米の「生産の目安」を達成すること。 1 事業実施前の水稻作付面積が15ha未満の場合 事業実施前の水稻作付面積の1.5倍以上かつ水稻作付面積が15ha以上となること。ただし、必要な拡大面積分は新規需要米の作付けとすること。 2 事業実施前の水稻作付面積が15ha以上の場合 以下に掲げる目標を全て達成すること。 (1) 水稻作付面積の3割以上が新規需要米の作付けとなること。なお、既に新規需要米の作付割合が3割以上の場合は、3割以上を維持すること。 (2) 下表の取組項目の2項目以上に取り組み、ポイントの合計が10ポイント以上であること。 (3) 事業実施前年度の水稲作付面積（全体）と比較して、目標年度の水稲作付面積が減少しないこと。
補助率	補助対象経費の2分の1以内

○ 成果目標のポイント表（成果目標の2の（2））

番号	取組項目	ポイント	
1	水稻生産における10a当たり労働時間（作業受託による作業時間も含む）を削減	10%以上……10ポイント 9%以上…… 9ポイント 8%以上…… 8ポイント 7%以上…… 7ポイント 6%以上…… 6ポイント	5%以上…… 5ポイント 4%以上…… 4ポイント 3%以上…… 3ポイント 2%以上…… 2ポイント 2%未満…… 1ポイント
2	新規需要米の作付面積（作業受託面積も含む）を拡大	5.0ha以上……10ポイント 4.0ha以上…… 9ポイント 3.5ha以上…… 8ポイント 3.0ha以上…… 7ポイント 2.5ha以上…… 6ポイント	2.0ha以上…… 5ポイント 1.5ha以上…… 4ポイント 1.0ha以上…… 3ポイント 0.5ha以上…… 2ポイント 0.5ha未満…… 1ポイント
3	水稻生産における農業所得（作業受託による収入も含む。）を増加	10%以上……10ポイント 9%以上…… 9ポイント 8%以上…… 8ポイント 7%以上…… 7ポイント 6%以上…… 6ポイント	5%以上…… 5ポイント 4%以上…… 4ポイント 3%以上…… 3ポイント 2%以上…… 2ポイント 2%未満…… 1ポイント